

毛詩正義 卷第九 小雅 伐木篇譯注稿

田中和夫

凡例

- 《毛詩正義》本文は足利學校秘籍叢刊（汲古書院影印）《毛詩註疏》を底本とした。（簡稱、足利本）
- 足利本の他、次の緒本を用いて校勘を行っている。異體字については必要と判断される場合にのみ注記し、原則的には校勘を行わない。
- ① 宋 槧本《毛詩正義》（卷八至卷二四）東方文化叢書、影印本（簡稱、單疏本）
- ② 元 中國國家圖書館藏《毛詩註疏》元刻明修本。日本静嘉堂文庫所藏、及び中國國家圖書館藏本、「中華再造善本」北京圖書館出版社影印を用いた。後者は前者のに比べてやや後刷りのようである。摩耗部分のある部分など、特に両者を確認した（簡稱、元刊本）。
- ③ 明 嘉靖年間刊《毛詩注疏》内閣文庫藏、架藏（簡稱、閩本）
- ④ 明 萬曆十四年 北京國子監刊《十三經注疏》本（簡稱、監本）
- ⑤ 明 毛氏汲古閣刊《十三經注疏》本（簡稱、毛本）
- ⑥ 清 乾隆四年武英殿校刊、乾隆十三年重刻《十三經注疏》本（簡稱、殿本）
- ⑦ 清 文淵閣四庫全書《毛詩注疏》本（簡稱、全書本）
- ⑧ 清 嘉慶二十年南昌府學開雕阮元校勘《十三經注疏》本（簡稱、阮本）
- ⑨ 宋 宋人魏了翁《毛詩要義》、日本天理大學圖書館所藏宋淳祐十二年徽州刻本（域外漢籍珍本文庫）、西南師範大學出版社・人民出版社影印。簡稱、徽州本。更に光緒丙戌江蘇書局開雕を用いた（簡稱、光緒本）。
- 文章の意味を取る上で必要と思われる部分は適宜括弧をつけて内容を補った。
- 毛詩注疏 小雅 鄭氏箋 孔穎達疏
- 伐木
- 伐木燕朋友故舊也。自天子至于庶人、未有不須友以成者、親親以睦、友賢不棄、不遺故舊、則民德歸厚矣。
- 伐木は朋友故旧を燕するなり。天子自り庶人に至るまで、未だ友を須たずして成るもの有らず。親を親しみ以て睦み、賢を友として棄てず、故旧を遺れざれば、民の徳厚きに帰す。
- 伐木の詩は朋友・故旧を酒宴に招いてもてなす詩である。天子より

庶人まで友を求めないで功を成し遂げたものはいない。その親族を親しんで、仲良くし、賢人を友として、見捨てずに、古くからの友人を忘れなければ、その民は人徳が厚くなるであろう(注1)。

注

(1) 不遺故舊則民德歸厚矣 『論語』「泰伯」に子曰、「：不遺故舊則民不偷。」とある。

○伐木六章章六句(校1)至厚矣

○正義曰、作伐木詩者、燕朋友故舊也。又言所燕之由、自天子至於庶人、未有不須友以成者、王者既能內親其親、以使和睦、又能外友其賢而不棄、不遺忘久故之恩舊而燕樂之。以此化民於上、民則効之於下、則民德皆歸於醇厚、不澆薄矣。

朋是同門之稱、友爲同志之名、故舊即昔(校2)之朋友也。然則朋友新故通名、故舊唯施久遠。此云朋友、可以兼故舊、而並言之者、此說文王新故皆燕、故異其文。「友賢不棄」、燕朋友也。「不遺故舊」、是燕故舊也。舊則不可更釋(校3)、新交則非賢不友、故變朋友云「友賢」也。

「燕故舊」、即二章卒章上二句是也。「燕朋友」、即二章諸父諸舅、卒章「兄弟無遠」、是也。經序倒者、經以主美文王不遺故舊爲重、故先言之、而後言父舅、无(校4)兄弟、見父舅亦有故舊也。序以經雖主燕故舊、而故舊亦朋友、故先言朋友、以見摠名、而又別言故舊、以明其爲二事。

「天子至于庶人、未有不須友以成者」、即序首章之事、因文王求友而

廣言貴賤也。經以由須朋友而燕之、故先論求友之由。序則以詩本(校5)主燕、所以倒也。二章卒章所陳、皆爲燕食、說王不得不召父舅、又於兄弟陳王之恩、皆是「燕朋友故舊」也。經兼陳食禮、而序不言、亦舉其歡心足以兼之、其親親以下、因說王者立法、且明次篇之義、「親親以睦」、指上常棣燕兄弟也。「友賢不棄、不遺故舊」、即此篇是也。常棣雖周公作、既內(校6)之於治內之篇、故爲此次以示法、是此(校7)篇皆有義意。

校正

(1) 六章章六句 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・阮本、「六章章六句」に作る。阮元の校勘記によれば、正義では元々は「三章章十二句」に作っていたがこれを唐石經が「六章章六句」と誤り、經と注を併せて「義を正した」とき(正義)としたとき、又誤つて標起止を改めたものという。詩本文(經文)をみても、「三章章十二句」とあるべきところ。

(2) 昔 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「昔」に作り、單疏本・殿本・全書本、「昔日」に作る。

(3) 釋 單疏本・監本・閩本・毛本・殿本・全書本、「擇」に作る。足利本・元刊本・阮本、「釋」に作る。

(4) 无 足利本・單疏本・元刊本及び『要義』(徽州本・光緒本)は「先」に作る。阮本、「无」に作る。監本・閩本・毛本・殿本・全書本、「及」に作る。阮元校勘記に言う如く、「先」に作るのをよしとする。しかし、前の文章からみれば、「及」に作るのが妥当。

(5) 本 單疏本・『要義』(徽州本)、「本爲」に作る。

(6) 内 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「内」に作る。閩本・毛本・殿本・全書本、「納」に作る。

(7) 此 單疏本、「比」に作る。足利本・元刊本・監本・閩本・毛本・殿本・阮本・全書本、「此」に作る。

○「伐木六章章ごとに六句」より「厚矣」に至るまで

○正義・伐木の詩は朋友故旧を燕する〔酒席に招いてもてなす〕ために作られた詩である。又彼等を燕する理由を陳べる。天子より庶人に至るまで、友を求めないで成功したものはいたことがない。王は内はその親族を大事にしてその親族を和睦させ、外は賢者を友として親しんで捨て去らず、久故の旧恩を忘れ去らず、彼等を酒宴に招いて楽しませる。このようにして民人を上に従いならわせ(注1)、民は下に効める、そうすれば民の徳は皆醇厚〔淳朴で真心が深い〕になり、澆薄〔いつわりが多く風俗が軽薄〕になることはない。

朋とは同門(注2)の名称であり、友とは同志の名称であり、故旧とは昔の朋友のことである。だとすれば、朋友とは新しい〔朋友〕、古くからの〔朋友〕どちらにも通ずる名称であり、故旧とは、久しく遠い時からの友だけに対する名称である。ここに朋友といっているのは、故旧も兼ねているはずで、これらを並べて言っているのは、ここでは文王が新古どちらの朋友もともに燕することを強調するためで、そこでわざわざ「朋友」「故旧」というふうにならなかつた言葉を並べているのである(注3)。「賢を友として棄てず」とは朋友を燕する〔宴に招く〕ことを意味している。「故旧を遺れず」とは故旧を燕することを意味し

ている。古くからの友は更めて積ててはならないし〔更めて朋友關係を解消してはならない〕、「擇」・更に選ぶ必要はない〕、新しく交わる場合は賢明な人でなければこれを友とはしないので、「朋友」を変えて「友賢(賢を友とする)」と云っているのである。

「燕故舊」とは二章と卒章の上の二句〔伐木許許、醴酒有與〕、「伐木于阪、醴酒有衍」をさしている。「燕朋友」とは二章の諸父諸舅、それに卒章の「兄弟無遠」がこれにあたる。このように経文(詩の本文)と毛序において「燕朋友」「燕故舊」の順序が、逆になっているのは、経文は文王が故旧を遺れずに彼等を重んじたことを美めることに重点を置いているので、先に〔故旧を言つて〕その後で「父」「舅」及び「兄弟」のことを言っているのである。(父舅を)「兄弟」より先に言っているのは、父舅にもまた故舊があることを表している。

(序文が「朋友」「故旧」を燕する、と「朋友」を先に言い、「故旧」を後にしているのは)序文(の作者)は詩の本文(経文)が故旧を燕することに主眼を置いているとは言つても、故旧もまた朋友に包括されるという考えから、先に朋友のことを述べて、總名(全体の名)を表し、その後でまた別に分けて故旧のことについて述べ、それらがそれぞれ二つのこと、別々なことであることを強調したためである。

「天子至于庶人未有不須友以成者(天子より庶人に至るまで友を須めずして以て成る者有らず)」というのは首章のことを序べている。文王が友を求めることについて、「天子から庶民に至るまで」と広く貴から賤までを言っている。

経文(本文)では朋友を須めてこれを燕するということなので、先ず友を求める理由を論じている。序文では詩はもともと燕することを

ある。

○「伐木六章章六句」より「厚矣」に至るまで

伐木丁丁 木を伐ること丁丁たり チョーンチョーンと木を伐る音

がして〔經典釋文〕丁は陟耕の反、伐木の聲

鳥鳴嚶嚶 鳥鳴くこと嚶嚶たり 鳥は嚶々と鳴き交している

毛傳・興也。丁丁伐木聲也。嚶嚶驚懼也。

箋云、丁丁嚶嚶相切直也。言昔日未居位在農之時、與友生於山巖伐木、爲勤苦之事、猶以道德相切正也。嚶嚶兩鳥聲也。其鳴之志、似於有友道然、故連言之。

毛伝・興である。丁丁は木を切る音。嚶嚶とは鳥が驚き懼れるさま。

鄭箋・丁丁嚶嚶とは互いに厳しく諫め合うことである。以前まだ官位に就かず農民であったとき、友人と険しい山の中で木を伐る、苦しい作業に勉め励んでいたが、その時も、なお道德でもって互いに厳しく身を律しあっていた。嚶嚶とは二羽の鳥が鳴き交わす声である。その鳴き声は友の道を有たもつていこうとしているように聞こえるので、嚶嚶と連言して表現しているのである。

出自幽谷 幽谷より出で 鳥は幽谷から飛び立ち

遷于喬木 喬木に遷る 高い木の上に飛び移っている

毛傳・幽深、喬高也。

箋云、遷徒也。謂郷時之鳥出從深谷、今移處高木。

主としているとみなしているのが、順序が逆なのである。二章・卒章に陳べているのは、皆燕食である、王は父舅を招かざるをえないことを説いている。また兄弟においては王の恩を陳べている、皆これらは「燕朋友故舊（朋友故旧を燕する）」ことにあたる。経文〔本文〕は食礼を兼ね合せて陳べているが、序文は「食礼については」言及していない。しかし、その「朋友故旧の」歡心（「喜び樂しむ心」）を言挙げることによって、充分これ（「食礼」）を兼ね合せている。その「親親」以下は、王者が法を立てることを説き、且つ詩篇を列べる順序の意味を明らかにしようとしている。

「親親以睦」とは（この「伐木」篇の）上にある「常棣」篇の「兄弟を燕するなり」ということを指している。「友賢不棄不遺故舊」というのがこの篇（「伐木」）のことである。「常棣」は周公の作ではあるが、既にこれを治内の篇に内れたので、このような順序を設けて法を示している。（このように前後の）詩篇を比べればともに意義があることが見いだせるのである。

注

(1) 化民於上 呂覽・大業「皆化其上」

(2) 同門 同じ師に学んだ者。同門ということ強調するようになったのは、漢代であろうか。

(3) 故旧 實際にどのぐらいの範囲の人を言うのか分かりにくい
が、元江『雅頌類詩新解』二〇〇八年、湖南人民出版社刊
「伐木」の注によれば、「故旧・故人旧人、過去對本家族有恩
的人或他們的后代、已去世父兄的朋友、自己旧有的知交。」と

毛伝…幽は深いこと。喬は高いこと。

〔鄭箋〕…遷は徒ること。郷時(昔日、人のそばで鳴っていた)〔注1〕
鳥がその深い谷間を出て、今は高い木の上に移っている。

注

(1) 郷 『經典釋文』に「本又作曷同。許亮反」とあるので、郷は嚮(先の、以前の)の意味にとり、郷時で昔日の意とみなした。

嚶其鳴矣 嚶おうとして其れ鳴き〔高木に移った鳥は〕嚶と鳴いて

求其友聲 其の友を求むる声あり その友を求めている

毛傳…君子雖遷於高位不可以忘其朋友。

箋云、嚶其鳴矣、遷處高木者。求其友聲、求其尚在深谷者、其相得則復鳴嚶嚶然。

毛伝…君子はたとえ高位に昇ったとしてもその(嘗ての布衣時代の)友人のことを忘れてはならない。

鄭箋…「嚶其鳴矣(鳥が嚶と鳴いている)」というのは高い木に移った鳥が鳴いていること、「求其友聲(その友を求めて鳴いている)」というのは、「その高い木に遷った鳥が」まだなお深い谷に残っている鳥を〔忘れずに〕求め、心通い合わせては嚶嚶と鳴いていることという。

相彼鳥矣 彼の鳥を相あひまても あゝの鳥も見ても

猶求友聲 猶なほほ友を求むる声あり なお、旧友を求めて鳴いている

矧伊人矣 矧いんや伊かの人なるや ましてや人に於いては

不求友生 友生を求めざらんや 旧友を求めないでよかろうか

毛傳…矧況也。

箋云、相視也。鳥尚知居高木呼其友、況是人乎、可不求之。

毛伝…矧は況(況やの意)である。

鄭箋…相は視る(『經典釋文』相、息亮反。視也)。鳥ですら(自分が)高い木の上にいれば(下にいる)その友を呼ぶ。ましてや人たる者(自分が高位に昇ったならば、なお下位にいる)友を求め(引き上げようとし)なくてよかろうか。

神之聽之 神の之を聴かば 神がもしこの声を聞きとどけたならば

終和且平 終に和し且ひとつ平びとしからん〔注1〕友人同士相和し、同じよう

うに功業を成し遂げるだろう

箋云、以可否相増減曰和、平齊等也。此言心誠求之、神若聽之、使得如志、則友終相與和而齊功也。

鄭箋…可否の相増減することを和といい、平とは齊ひと等しくすること(注2)。心底真心込めて友を求め、神明(神靈)がもしこの声を聞きとどけ、志の如くさせてくれたならば、友人同士、終に相共に心打ち解け合い、その功業も同じように成し遂げるだろう。

注

(1) 終和且平 「商頌・那」に「鞀鼓淵淵、嘒嘒管聲、既和且平、依我磬聲」とあるが、「那」の「既和且平」の句の和平は楽音が和諧していること。

(2) この鄭箋「以可否相増減曰和、平齊等也」は『左傳』昭公二

十年、晏嬰が齊侯に答えた話を想定したのか。

○伐木至且平

○毛以爲有人伐木於山阪之中、丁丁然爲聲、鳥聞之嚶嚶然而驚懼、以興朋友二人相切磋、設言辭以規其友、切切節節然。其友聞之、亦自勉勵、猶鳥聞伐木之聲然也。鳥既驚懼、乃飛出、從深谷(校1)之中、遷於高木之上、以喻朋友既自勉勵(校2)、乃得遷升於高位之上。鳥既遷高木之上、又嚶嚶然其爲鳴矣、作求其友之聲、以喻君子雖遷高位而亦求其故友。所以求之者、視彼鳥之無知、猶尚作求其友之聲、況人之有知矣。焉得不求其友生乎。君子爲此而求友也。既居高位而不忘故友、若神明之所聽祐之、則朋友終久必志意和、且功業平。

校正

- (1) 深谷 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「深谷」に作り、閩本・監本・毛本・殿本・全書本、「幽谷」に作る。
- (2) 以喻朋友既自勉勵 足利本・單疏本・元刊本・毛本・阮本・殿本・全書本、「以喻朋友既自勉勵」に作り、閩本・監本、「以喻朋友即自勉勵」に作る。「既」に作るのが正しい。

毛伝の解釈・山中で木を伐る人がいて、チョーンチョーンと音を立てている。鳥たちはその木を伐る音を聞いて嚶嚶と鳴いて驚き恐れている。(この描写で次のことを言い起こしている)・二人の友人が互いに切磋琢磨しながら、互いに切切節節然と戒めあっている。友人はその戒めの言葉を聞いて、自分もまた勉め励む、それはちょうどあの鳥

が木を伐る音を聞いて恐れ慎むようなものである。鳥は驚き恐れると深い谷の中より飛び立って高い木の上に移る、(これは)「戒められた方の」友人が自らも勉め励んで、高い位の官に移り昇ることができたことを喻えている。鳥が高い木に移り、嚶嚶としきりに鳴いて、その友を呼び求めている。(この描写で)君子も「また鳥の如く」もし高位高官になったとしても、かつての友人を求め「忘れない」ことを喻えている。その旧友を求める理由というのは、無知な鳥ですらなお友を求めて鳴いている。ましてや無知ではない人に於いてはなおさら、その旧友を求めないでいられようか。君子たる者こうした理由でその友を求めるのである。高位高官になっても旧友を忘れず、もし神明にもその思いが聴き届けられたなら、友人同士いつまでも久しく、必ずその志意は和らぎ、功業もお互い変わらぬぐらいに成就できるであろう。

鄭以爲爲此章遠本(校1) 文王幼少之時結友之事、言文王昔日未居位之時、與友生伐木於山阪、丁丁然爲聲也。於時雖處勤勞、猶以道德相切直、時有兩鳥在傍、嚶嚶然而鳴、此鳥之鳴、似朋友之相切、故連言之。此鳥乃出從深谷(校2) 之中遷於高木之上、又復嚶嚶然爲其鳴矣、作求其友之聲。然視彼鳥矣、猶作其求友之聲、況是人何得不求其友生乎。故文王所以求友生也。大意與毛同。唯不興爲異耳。

校正

- (1) 遠本 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「遠本」に作り、閩本・監本・毛本・殿本・全書本、「追本」に作る。
- (2) 深谷 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「深谷」に作り、閩本・

監本・毛本・殿本・全書本、「幽谷」に作る。

鄭玄は、この章は遠く文王が幼少の時に友人関係を築いた事に基づいて作られたと見なしている。「その解釋」・文王が昔、まだ王位に就いていなかった時、友人と山の斜面でチョーンチョーンと音を立てながら木を伐っていた(注1)。その時つらい勤労に従事していても、なお道徳を守り、相切磋し励まし合っていた。ちょうどその折、二羽の鳥が側らで嚶嚶と鳴き交わしていた、この鳥が鳴き交わしているのは友人同士が相切磋しているのに似ていたので、このことを連ねて述べているのである。この鳥ですら深い谷の中から高い木の上移っている。このように、あの鳥を見てもなおその友を求めて鳴いている、ましてや人であればどうしてその旧友を求めないでよからうか。これが文王が友人を求める所以である。大意は毛傳と同じである。ただ興(所謂興体、二羽の鳥が鳴き交わすことを陳べて、友人が相求めることを譬喩している、象徴的表現)とみなさない(で直接に二羽の鳥が側らで鳴いている、としている)ところが異なっているだけである。

注

- (1) 鄭玄は「正義が「鄭以爲：丁丁然爲聲也」と鄭玄の解釋を敷衍して「文王云々」としていることについて、焦循は「文王幼時、何曾爲農、又何伐木之有」と疑問を呈している。

○傳丁丁至驚懼

正義曰、此丁丁文連伐木、故知伐木聲。下云(校1)、「出自幽谷、遷于喬木(校2)」、則木是其鳥驚懼而飛遷矣。故知嚶嚶然驚懼、言此鳥爲驚懼而鳴耳。嚶嚶非驚懼之聲也。故下云「嚶其鳴矣」、不復驚懼、鳴亦嚶是也(校3)。然「釋訓」云、「丁丁、嚶嚶、相切直也。」傳意以此伐木鳥鳴喩相切直之事。今傳解詩經之文耳。『爾雅』徑訓興喩之義。「釋訓」云、「顛顛叩叩(校4)、君之德也。藹藹萋萋、臣盡力也。」皆徑釋其義、不釋詩文。王肅亦云、「鳥聞伐木驚而相命嚶嚶然、故曰丁丁嚶嚶相切直、以興朋友切切節節」、其言得傳旨也。言相切直者謂切磋相正直也。

校正

- (1) 云 足利本・元刊本・監本・閩本、「去」に作る。單疏本・毛本・殿本・阮本・全書本、「云」に作る。
- (2) 喬木 足利本・元刊本・監本・閩本・毛本・阮本・殿本・全書本、「喬木」に作る。單疏本、「高木」に作る。
- (3) 嚶是也 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・殿本・阮本・全書本、「嚶是也」に作る。單疏本、「嚶嚶是也」に作る。
- (4) 叩叩 足利本・元刊本・監本・閩本・毛本・殿本・阮本・全書本、「叩叩」に作る。單疏本、「叩叩」に作る。

○毛伝の「丁丁」から「驚懼」に至るまで

正義…この「丁丁」の句「伐木」に続いているので、木を伐る音であることが分かる。すぐ後の本文に「出自幽谷、遷于喬木(幽谷より出でて、喬木に遷る)」とあるので、この木というのは鳥が驚き懼れて飛

び移った木である。だから嚶嚶然として驚き懼れるということが分かる。この鳥は驚き懼れたために鳴いているのである。しかし、「嚶嚶」と（鳴く鳴き声が）驚き懼れる声というのではない。というのはその後で「嚶其鳴矣（嚶として其れ鳴く）」とあり、驚き懼れないで鳴くのも「嚶」という、その例がこれである。（ここでは（鳥は）全く驚き懼れてはいない。鳥が鳴くこと自体もまた嚶と表現するというのがこの例である。）しかし、『爾雅』釋訓には「丁丁、嚶嚶、相切直也。」とあり、毛伝の本意では、この「伐木」「鳥鳴」という表現で『爾雅』釋訓に「丁丁、嚶嚶、相切直也。」とあるように「互いに厳しく諫め励まし合うことを喩えている、と考えている。しかし今この毛伝は「嚶嚶、驚懼也」：「鳥たちはその木を伐る音を聞いて嚶嚶と鳴いて驚き恐れている。」と「ひたすら『詩經』の「伐木丁丁、鳥鳴嚶嚶」という文に則して」本文を解釈しているだけである。『爾雅』は直ちに「丁丁、嚶嚶」という言葉の「興喩の意味までを訓解（解釈）している。『釋訓』にはまた「顛顛、叩叩、君之徳也。諷諷、萋萋、臣盡力也。」とあるが、これらはみなひたすらその言葉だけでの義（＝寓意）を解釈しているだけで、「それらの語彙が詩本文に使われた上での」詩の本文を解釈してはいない。王肅も「このところについて」「鳥が木を伐る音に驚いて、互いに教え知らせて嚶嚶然と鳴いて励まし合っている。（『爾雅』にも）『丁丁、嚶嚶は相切直するなり』とある。（この句は）朋友同士厳しく励まし合っていることを言い興したのだ。」と言っている。この王肅の解釈は毛伝の本旨を得ているといえよう。相切直するとは互いに切磋し、互いに正し直すことをいう（注1）。

注

(1) この王肅の解釈を是とする正義のとらえ方について、李庶常は異を唱えている。「按王以伐木鳥鳴興朋友相切直、依『爾雅』爲說。如果毛旨亦然、首二句傳何以不言箋丁丁、嚶嚶、相切直也。正以毛無此意、故引釋訓以易傳驚懼二字。正義謂得毛旨、斯不然矣。（思うに王肅は伐木鳥鳴でもって朋友相切直することを言い興しているとみなし、『爾雅』を拠り所として説をなしている。もし毛伝の趣旨がそのようであるならば、始めの二句においてどうして鄭箋が引用している「丁丁嚶嚶、相切直也。」に触れなかったであろうか。間違いなく毛伝はこのような解釈をしていなかったからだと思われる。だから、『鄭箋は』『釋訓』を引いて、毛伝の「驚懼」の二字を易えたのだ。正義はこれを毛伝の趣旨を得たものと言っているが、それは間違いである。）」（李庶常『毛詩紬義』伐木）

○箋丁丁至連言之

○正義曰、箋全引釋訓之文、具解丁丁嚶嚶之義、與傳同也。故下即云「嚶嚶兩鳥聲」。丁丁、亦是伐木聲也。故郭璞曰、丁丁斫木聲、嚶嚶兩鳥鳴、但正伐木鳥鳴時、有此相切直之義、故總言丁丁嚶嚶、爲相切直。言未居位、謂未居諸侯之位、在於農畝時。山巖者、以下云、「伐木于阪」、故知山傍巖崖之處。故云山巖也。

○鄭箋の「丁丁」から「連言之」に至るまで

○正義・鄭箋は完全に『爾雅』釋訓の文を引いて、具体的に「丁丁、嚶嚶」の意味する所を解いている。（その点）毛伝と同じである。そこで

すぐその後で「嚶嚶は兩鳥聲」と言い、「丁丁」も木を伐る音であると
する。というのは、なぜなら郭璞は「丁丁は木を斫る聲、嚶嚶は兩鳥
が鳴き交わすこと。」と述べているからである。しかし、ちょうど木を
伐り鳥が鳴く時に、この「相切直す」という意味がでてくる。そこ
でこれらをまとめて丁丁嚶嚶を解釈して相切直すと言っている。未
だ位に居らず」というのは、まだ諸侯の位になっておらず、農業に従
事しているときのこと。「山巖」とは後の方で「木を阪に伐る」といっ
ているので、山の傍らの険しい崖のところであることが分かる。そこ
で「山巖」といつている。

箋必以爲文王身與友生伐木者、以爾雅云、「丁丁嚶嚶相切直」、自此
以下、陳鳥鳴求友、無相切直之義、則伐木之時、相切直也。而下二章、
醜酒文連伐木、是酒爲伐木而設、即伐木之人、是朋友矣。朋友既親、校
1) 伐木、明文王(校2) 與之俱行、故知親在農。『禮記』注(校3)、
「士之子食祿不免農」、則大夫以上子免農矣。時文王爲諸侯世子、而在
農者、按『史記』『周本紀』、「太王曰、我世當有興者、其在昌乎」。則
文王在太王之時、年已長大、是諸侯世子之子耳。太王初遷於岐、民稀
國小、地又險險而多樹木。或當(校4) 親自伐木、所以勸率下民、不
可以禮論也(校5)。

校正

- (1) 親 元刊本、「視」に作る。誤刻。
- (2) 文王 足利本、「文工」に作る。誤刻。
- (3) 注 足利本・單疏本・元刊本・毛本・全書本・殿本・阮本、「注

に作り、閔本・監本、「註」に作る。以下、この相異を校記し
ない。
(4) 或當 元刊本、「或常」に作る。
(5) 不可以禮論也 足利本・單疏本・元刊本・閔本・阮本・殿本・
全書本、「不可以禮論也」に作り、毛本、「不可以理論也」に
作る。監本、「不可以理論(論?)也」、「論」か「論」か見分
けがたい。

鄭箋が文王自ら友人と木を伐ると考えざるを得なかったのは、『爾
雅』に「丁丁嚶嚶は相切直するなり」とあったからで、此より以下鳥
が鳴いて友を求めるところを陳べていても、互いに励まし直し直すと
いった意味のところがないからで、だとすれば木を伐る時に相切直す
る(互いに励まし合い直し直す)ことになる。後の二章「醜酒」の文
が「伐木」に連なっていることからすれば、酒は木を伐った為に設け
られ(醜ちまれ、作られ)たわけで、とすれば木を伐る人は朋友という
ことになる。朋友が親しく自ら木を伐るのだから、文王がこの者と共
に作業していたことが明らかであり、従って文王自身農業に従事して
いたことがわかるのである。『禮記』に「士の子は祿を食むに農するこ
とを免れず」と注がなされていることから(注1)、大夫以上の子弟は
農作業から免れることになる。この時文王は諸侯の世子(世継ぎ)で
ありながら、農業に従事していたというのは(礼に背くことになるが)、
『史記』『周本紀』を見ると、太王(古公亶父)が「我が世 当に興す
者有るべくんば、其れ昌に在らんか」とある。則ち文王は太王在世の
時に、年齢も大きくなっていて、諸侯の世子(古公亶父の子、季歴)の

世子であった。太王が岐に移り住んだ当初は、民は少なく国も小さく、その土地も狭く樹木が多かった。或いは「後の文王も」親しく自ら木を伐り、率先して下民（庶人）を率い「土地を切り開い」たかも知れない。このことは「後世の」礼法でもって論ずることはできない。

注

(1) 士の子は： 原文「士之子、食禄不免農」であるが、「禮記」注にこのままの文章は見当たらない。「禮記」「内則」篇「由命士以上、父子皆異宮、味爽而朝、慈以旨甘、日出而退、各從其事、日入而夕、慈以旨甘」の鄭玄注に「日出乃從事、食禄不免農也」とあるが、「命士以上」の子が「食禄、農を免れず」であつて、内容的には合致しない。「士の子」が「食禄、農を免れず」ということは、「禮記」「少儀」に「問士之子長幼、長則曰能耕矣。幼則曰能負薪、未能負薪」の鄭玄注「士禄薄、子以農事爲業」とあること、及び「禮記」「礼運」に「諸侯有國以處其子孫、大夫有采以處其子孫、是謂制度」とあることなどから、導き出せるであろう（「周禮」「地官司徒」の載師「以廩里任國中之地、…以宅田士田賈田任近郊之地、…」の注疏の議論参照）。

言嚶嚶兩鳥者、以相切直、若一鳥、不得有相切。故郭璞曰、嚶嚶兩鳥鳴、以喻朋友切磋相正。是以義勢便爲兩鳥、其實一鳥之鳴、亦嚶嚶也。故知嚶其鳴矣、是一鳥也。又解鳥鳴與伐木文連之意、以文王相切直之時、此兩鳥共鳴、亦似朋友之相切磋、及其遷處高木、嚶嚶相求、又

似朋友之相求、故下觀之以爲喻、此鳴之志、似於有朋友之道、故連言之。葛覃因黃鳥爲興、亦此類也。

嚶嚶は二羽の鳥（が鳴き交わすこと）と言っているのは、「相切直」するのにも、もし鳥が一羽ならば、相切する（互いに正し合う）ことなど有り得ようがない。そこで郭璞は「嚶嚶は兩鳥鳴く」といつて、朋友が切磋琢磨し、互いに正し合うことを喩えていると考えている。こうしてみると義勢（意味の流れ）からすれば、「嚶嚶」というのは二羽の鳥が「鳴いている」こととなるが、しかし、一羽の鳥が鳴くのもまた「嚶嚶」と表現する。だから、「嚶として其れ鳴く」というのは一羽の鳥（が鳴いていること）であることがわかる。

また鳥が鳴いていることと木を伐っていることの文が連なっている意味を解釈して、文王が「友人を」励まし正している時、これら二羽の鳥が共に鳴いていて、これがちょうど朋友同士互いに切磋し合っているのに似ており、一羽の鳥が高い木の上に飛び移り、嚶嚶と鳴いて先の一羽の鳥を求めているのが、これも朋友が互いに求め合っているのに似ているので、故に以下之に觀えて喩えとしていのである。この鳥が鳴いているその志が朋友の道を保っているのに似ているので、これらの文を連ねて陳べているのである。周南「葛覃」の詩で黄鳥（が灌木に飛び集まっていることで、娘が君子に嫁ぐ道を保ちつづけていることを言い興し、黄鳥が啾啾と鳴いていることで娘の才能美貌が豊かなのが遠方にまで聞こえていることを）言い興すのもまたこの類である。

伐木許許 木を伐ること許許たり 木を許許と伐っている

釀酒有奠 釀酒 奠たる有り 釀した酒が美しく酒器に湛えられて

いる

毛傳…許許、柿貌。以筐曰醜、以藪曰滑。奠美貌。

箋云、此言許者（校一）伐木許許之人、今則有酒而醜之、本其故也。

校正

（一）許者 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「許者」に

作る。殿本・全書本、「前者」に作る。「注疏正字」言及なし。

阮元「按勘記」に「案前字是也。正義云、鄭以嚮時與文王伐

木許許之人、以嚮時解前者也（思うに前の字に作るのがよい。

正義に鄭玄は、嚮時文王と（ともに）伐木許許たるの人（許

許と木を伐っていた人）と解釋しているとし、嚮時を前者の

意味に取っているからである」とある。しかし、此言くとあ

るのは、直前の経文でなければならぬはずで、このところに

「前」ということ文字はない。ただ、「許」に作るのも落ち着

きが悪いように感じられる。

毛伝…許許は柿の貌。筐で酒をこすのを醜といい、藪でこすのを滑

という。奠は美しいさま（注一）。

鄭箋…ここで許といっているのは、木を許許と伐っていた人、今こ

こに漉した酒を用意して、以前、木を共に伐っていた彼の人を酒宴に

招く。それは昔日励まし合ったことに基づいている。

注

（一）奠美貌 『經典釋文』に「有奠、音叙又羊汝反、美也」とある。

見た目に美しいのみならず、酒の美味なることをも含むので
あろう。

既有肥羜 既に肥羜有り 肥えた子羊の肉も準備して

以速諸父 以て諸父を速く 同姓の諸侯達を招く

毛傳…羜、未成羊也。天子謂同姓諸侯、諸侯謂同姓大夫。皆曰父。異

姓則稱舅。國君友其賢臣、大夫士友其宗族之仁者。

箋云、速召也。有酒有羜、今以召族人飲酒。

毛伝…羜とは子羊のこと。天子においては同姓の諸侯を、諸侯にお

いては同姓の大夫をともに父という。異姓であれば舅という。国の君

主は賢臣を友として、大夫士は宗族の仁者を友とする。

鄭箋…速とは召くこと。酒を準備し、子羊を準備し、今ここに族人

を招いて酒を飲ませる。

寧適不來 寧し適々來たらざるも もし彼等がたまたま来られなく

とも

微我弗顧 我顧みずとする微かれ 私が彼等のことを無視してい

ると言わせてはならない

毛傳…微無也。

箋云、寧召之適自不來、無使言我不顧念也。

毛伝…微は無（否定・禁止の副詞）である。

鄭箋…もし彼等を召いたのに、彼等が適々やってこなくとも、〔彼等

に王の私が」自分のことを気に掛けてくれていないと言わせてはならない。

於祭酒埽 於^あ祭として酒埽^{さいすい}し ああ 綺麗に水をまき掃除して

陳饋八簋 饋を陳ぬる 八簋 黍稷を盛った八つの簋を列べ

毛傳：祭鮮明貌。圓曰簋、天子八簋。

箋云：祭然已灑擯矣（注1）。陳其黍稷矣。謂爲食禮。

毛伝：祭とはあざやかなこと。丸い籠を簋といい、天子は八つの簋を用いる。

鄭箋：もう既に、水をまき、塵一つ無く掃き清めた。そして黍稷を列べておく。食礼を行うことをいう。

注

(1) 「擯」「拵に同じ。「埽席前曰拵」「禮記」「少儀」

既有肥牡 既に肥牡有り 肥えた子羊の肉を用意して

以速諸舅 以て諸舅を速く おじ上たちを招く

寧適不來 寧^もし適々来たたらざるも もし彼等がたまたま来られなく

とも

微我有咎 我を咎むること有る微^なかれ 私を咎めることのないよう

に（注1）

毛傳：咎過也。

毛伝：咎とは過失。

注

(1) 竹添『毛詩會箋』に「寧適不來、微我有咎、鄘詩「無我有尤」、文義皆同。聖人之言、不遠俗情如此、詩「寧適不來」、豈有王召而不來之理、有酒清我、無酒酤我、豈王燕而無酒之理。以雅樂而用民俗間直語、所以曲盡人情。天家醉飽之誼、猶是布衣樂羣之歡、文之至、質之至也。」という。

○伐木至有咎

○毛以爲伐木其柝（校1）許許然、故鳥驚而飛去、以喻朋友之相勸（校2）、故德進而業修也。此所與切磋之故舊、今以筐醜其酒、有蕪然而美、與之燕飲焉。王非直燕其故舊、又既有肥羜之羊、以召朋友諸父而燕之。俱有羊酒、各舉其一也。王意又殷勤（校3）諸父兄弟、必盡召之、王言曰、寧召之適自不（校4）來則已、無得不召之、使言我不顧念之而懷怨也。於是祭然酒掃其室庭、陳飲食之饋、黍稷之等（校5）、有八簋也。既有肥腍（校6）之牡、以召諸舅而食之、寧召之適自不來則止、無使懷怨、令（校7）我有咎過焉。言王厚其朋友故舊、爲設燕食兼有焉。

校正

(1) 其柝 足利本・單疏本・元刊本・阮本、「其柝」に作り、閩本・

監本、「其柝」に作り、毛本・殿本・全書本、「其柝」に作る。

注、参照。

(2) 相勸 足利本・單疏本・阮本、「相勸」に作り、元刊本・閩本・

監本・毛本・殿本・全書本、「相勸」に作る。

(3) 殷勤 足利本・單疏本・元刊本・殿本・全書本・阮本、「殷勤」

に作り、閩本・監本、「殷懃」に作り、毛本、「殷懃」に作る。

(4) 不 元刊本、「还」に作る。誤刻。

(5) 等 元刊本、「業」に作る。誤刻。

(6) 肥膾 足利本・單疏本・阮本、「肥矜」に作り、元刊本・閩本・

監本・毛本・殿本・全書本、「肥膾」に作る。

(7) 令 足利本、「以」に作る。

○「伐木」より「有咎」に至るまで

○毛伝の解釈・木を伐つてその皮を許許と削っていると(注1)、鳥は驚いて飛び去っていく。朋友同士が励まし合うために、お互いにその徳が進み、その学業が身についていくことを喩えている。この嘗て共に切磋琢磨した故旧(古き友人)「がおり」、今、筐で漉された美酒が「良い香りを放っている」。「そこでこの故旧を宴に招いて」共に飲み交わすのだ。王はただその古き友人を宴に招いて酒を出すだけではなく、肥えた子羊の肉も用意して朋友・諸父を招いて彼等をもてなすのである。そのどちらに対しても羊の肉・お酒が用意されているのであるが、「詩の表現では」それぞれ一方を挙げているにすぎない。王は父兄弟に對して手厚く懇ろに應對するために、招くには、必ずすべての人達を招くようにと考え、「寧し招いたのに適々相手の方から来られないというのなら、それでかまわない。しかし、招かないでにおいて、王の私が自分達を気に懸けてくれないと怨みを懐かせるようなことがあつてはならない」と言う。そこで室内庭前を綺麗に掃き清め、飲み食ひする料理黍稷など八つの簋に盛つて列べてある。もう肥えた牝牛の肉を列べて諸舅を招いて食べていただいている、「彼等を招いて彼等の方

から来れないというのならそれでかまわないが、(招き漏らして)怨みを懐かせるようなことがあつてはならない。私に咎・過失のないようにしてほしい。」

王が朋友故旧をおろそかにしないで、宴席を設けて食事・酒併せて馳走することを陳べている。

注

(1) 原文「伐木其栉許許然」栉(栉)の意味が判然としない。毛傳「許許、栉貌」とある。「説文解字」に「栉削木朴也」とあり、段玉裁注に「各本作削木札樸也」。今依文應書卷十九正。朴者木皮也。…(『説文解字注』六篇上 木部)。木の皮を削る状態のことであるらしい。朱子『詩集傳』には「許許衆人共力之聲。淮南子曰擧大木者呼邪許。蓋擧重勸力之歌也。」とある。樵人が力を合わせる時のかけ声。『康熙字典』「許」に「詩小雅「伐木許許」を引いて、「傳」許許栉貌。『宋傳』衆人共力之聲。『淮南子道應訓』今夫擧大木者前呼邪許、後亦應之、此擧重勸力之歌也。」とある。

○鄭以嚮時與文王伐木許許之人、文王有酒而飲之、本其昔日之事也。餘同。

○鄭玄は、「次のように解している」。昔時(注1)文王と共に許許と木を伐つていた者を文王は酒を用意してこれに飲ませている。これは昔日の事(注2)に基づいたものである(以上)。他は(毛傳と)同じ。

注

(1) 嚮時「嚮時、本文作曷、同。許亮反。」(『經典釋文』)

(2) 昔日の事 第一章の鄭箋に「昔日未居位、在農之時、與友生於山巖伐木、爲勤苦之事、猶以道德相切正也」と言うことをさす。

○傳許許至曰漚

○正義曰、以許許非聲之狀、故爲柿貌。上言丁丁之聲、下言於阪之處、互以相通、明在阪伐之爲聲而有柿也。「以筐曰醢、以藪曰漚」者、筐、竹器也。藪、草也。醢酒者、或用筐、或用草、於今猶然。毛氏蓋相傳爲說、因醢言漚、逆解下文。用草者、用茅也。傳僖四年左傳曰、「爾貢苞茅不入、王祭不供、無以縮酒」、是也。

○毛伝の「許許」から「曰漚」に至るまで

○正義・許許は音の状態ではないので、「柿の貌」としてしているのである(注1)。前では「丁丁」の音を言い、後では阪の処に於いてのことを言つて、互いに相通じているので、阪において木を伐る音が柿の状態であることを明示しているのである。「以筐曰醢、以藪曰漚」とあるが、筐とは竹製の器であり、藪とは草。「醢酒(酒を漉す)」には筐を用いたり、草を用いたりするのは、現在に於いてもなお同じである。毛氏は恐らく伝えられてきたことを述べているのであろう。「筐を用いて漉すのを」醢ということによつて、「藪を用いて漉すのを」漚と云つていゝのは、「上の語の解を逆え承けて」下の語を解釈したもので、草を用いるといつてゐるその草には茅を用いるのである。『左傳』僖公四年の

傳に「爾貢苞茅不入、王祭不供、無以縮酒(爾の貢ぐ苞茅入らざれば、王の祭り供せず、以て酒を縮む無し)」とあるのは、このことである(注2)。

注

(1) 柿貌 前段注(1)参照。「柿の貌」、具体的にどういふ状態を形容しているのか判然としない。

(2) 僖公四年『左傳』(前六五六年)齊の桓公が楚に攻め入つたとき、楚の成王が齊に向かつて、なぜ楚の国に軍を進めたか問責するが、それに対して齊の桓公が答えた言葉の一節。「爾(楚)がわが国に貢いでくれている苞茅が納入されないと、我が王室の祭に供することができず、酒を漉すことができなくなる」といった意味。楊伯峻『春秋左傳注』によれば、縮酒には二つの意味がある。一つは束ねた茅で酒を漉し滓を取り去ること、一つは神を祭る時に、束ねた茅を立てて、上から酒を漉ぎ、その糟糠は茅の中に留まり、酒が次第に下から流れ落ち、像神がこれを飲むといった神事のこと。なお、同書所引李淳『群經識小』参照。

○傳狩未至仁者

○正義曰、「釋畜」云、「未成羊曰狩」。郭璞曰、「今俗呼五月羔爲狩」、是也。傳以經稱諸父舅、序云、「燕朋友故舊」、則此父舅是文王之朋友也。禮、「天子謂同姓諸侯、諸侯謂同姓大夫、皆曰父、異姓則稱舅。」故曰諸父諸舅也。『禮記』註云、「稱之以父與舅、親親之辭也。」「覲禮」説、

「天子呼諸侯之義曰同姓大國、則曰伯父、其異姓、則曰伯舅。同姓小國、則曰叔父、異姓則曰叔舅」、是天子稱諸侯也。『左傳』、隱公謂臧僖伯曰、「叔父有憾於寡人」、鄭厲公謂原繁曰、「願與伯父圖之」。『禮記』衛孔悝之鼎銘云、「公曰叔舅」、是諸侯稱大夫父舅之文也。諸侯則國有大小之殊、大夫唯以長幼爲異、故服虔「左傳註」云、「諸侯稱同姓大夫長曰伯父、少曰叔父」、是也。然則諸侯謂異姓大夫、長者亦當爲伯舅、但經傳無其事耳。『公羊傳』曰、「王者之後稱公、大國稱侯、皆千乘。小國稱伯子男。」(校1)『左傳』曰、「在禮、卿不會公侯、會伯子男可也。」分五等爲二節、皆以公侯爲上等、伯子男爲下等。明大邦謂公侯、小邦謂伯子男、其稱牧伯則異。『曲禮』曰、「五官之長曰伯、是職方」、「天子同姓謂之伯父、異姓謂之伯舅」、東西二伯(校2)。又曰、「九州之長、入天子之國曰牧。天子同姓謂之叔父、異姓謂之叔舅。』『禮記』(校3)註云、「牧尊於大國之君而謂之叔父、避二伯也。亦以此爲尊。禮或損之而益、謂此類也」。言由避二伯故稱叔、因以別異大邦之君、亦以損其稱而更益其尊、故云損之而益也。

校正

(1) 皆千乘 現行本『公羊傳』には「皆千乘」の文字はない。『注疏正字』に「下皆千乘三字非公羊傳文」とある。

(2) 異姓謂之伯舅東西二伯 足利本・單疏本・元刊本(この部分後世の補修)・閩本・監本・毛本・阮本・全書本・殿本、全て「異姓謂之伯舅東西二伯」に作る。『注疏正字』に「下東西二伯四字非記文。疑衍。」という。一方、阮元「校勘記」には「案此不誤(思うに「東西二伯に作っているのは」間違っていない

い)」とした上で、「正義説以上記文是東西二伯、以下記文乃州牧之伯、所以曉人也。但伯下當脫是也二字。此脫而下文乃衍禮記二字矣。(正義は上の禮記曲禮の文は東西の二伯のことであり、以下の禮記の文は州牧の伯のことであると言っているのであって、このことを読む人にはつきりと分かってもらうようにしたのである。但し、伯の下に「是也」の二字が脱落しているはずである。ここで脱落したので、後の文で「禮記」の二字が衍字になっているのである。」といっている。「東西二伯」の四字は衍文としてしまうのも簡単であるが、それだけこの四字が浮き上がっているのは確かである。文脈上、阮元の読みの方が自然であろう。

(3) 禮記「注疏正字」に「禮記二字當衍文」とある。足利本・單疏本・元刊本(この部分後世の補修)・閩本・監本・毛本・阮本・殿本・全書本、すべて「禮記」に作る。

○毛伝の「斄末」から「仁者」に至るまで
○正義・「爾雅」「釋畜」に「まだ成羊になっていない羊を斄という」とある。郭璞は「今、俗に五月羔を斄と呼んでいる」とあるのがこれである。

毛伝の解釈・経文に「諸父舅」とあり、序文に「燕朋友故舊(朋友故旧を燕す)」とあるので、この「父舅」というのは文王の朋友である。また礼では「天子は同姓の諸侯を、諸侯は同姓の大夫をみな父と呼び、異姓ならば舅と呼ぶ。」ので、「経文にも」「諸父諸舅」と言っているのである(以上毛伝の解釈)。

『禮記』の註に「稱之以父與舅、親親之辭也(之を稱するに父と舅を以てするは親を親しむの辭なり)。」(注1)とあり、『儀禮』「覲禮」に天子が諸侯を呼ぶの義に「同姓の大国(の諸侯)に対しては伯父といひ、異姓の大国(の諸侯)であれば伯舅という。同姓の小国(の諸侯)ならば叔父と呼び、異姓の小国(の諸侯)ならば叔舅と呼ぶ」(注2)とある。これは天子が諸侯を呼ぶ呼び方である。

『左傳』に魯の隱公が臧僖伯のことを、「叔父有憾於寡人(叔父 寡人に憾有り)」と「叔父」といつているのがある(注3)。また鄭の厲公は大夫の原繁に向かつて、「願わくは伯父と之を圖らん」と(大夫の原繁を伯父と呼んでいる)。(注4)。「禮記」衛孔悝の鼎の銘に「公曰叔舅」とあるが(注5)、これは諸侯が大夫を父・舅と呼んだ例である。諸侯に於いてはその国が大きい小さいかで呼び方が違っており、大夫はただ年長か年少かの違い(で呼び方が変わるに過ぎない)。というのは、服虔の「左傳註」に「諸侯は同姓の大夫の(自分より)年上の者を伯父と呼び、年下の者を叔父と呼ぶ」とあるからである(注6)。だとすると、諸侯が異姓の大夫で自分より年上の者を呼ぶ場合も伯舅とよぶべきである。但し、經傳(經典や古籍・注釈)にはそのことに触れているものはない。

『春秋公羊傳』(隱公五年)に「王の子孫を公といい、(その他の)大国の(君主を)侯という、皆兵車千台をだせる国。小国は伯・子・男という」とある(注7)。「左傳」(僖公二十九年)に「周朝の礼制では卿は公爵・侯爵には会うことができず、伯爵・子爵・男爵にだけは会うことが出来る」とある。公侯伯子男の五等爵を二つに分け、「公羊傳・左傳の」どちらも公・侯を上等とし、伯・子・男を下等としている。(こ

のような例から)大邦を公・侯といい、小邦を伯・子・男ということ
は明白である。しかし、これらの呼び方は牧・伯とは(その基準が)異
なっている。

『禮記』「曲禮」下に「五官(天子の五官…司徒・司馬・司空・司士・
司寇)の長を伯といい、方(東西)を職(分ち主る)」「(彼らが)
天子の同姓であれば天子はこれを伯父と呼び、異姓であればこれを伯
舅と呼ぶ。」(これらは)東西の二伯である。また「九州の州毎に州中
の諸侯から天子によって選ばれた賢者、つまり九州の長(注8)が天
子の国(畿内)に参上した場合、これを(何々州の)牧という。天
子と同姓であれば天子は彼らを叔父と呼ぶ。異姓であれば叔舅と呼
ぶ。」とある。この鄭玄註に「牧尊於大國之君而謂之叔父、避二伯也。
亦以此爲尊。禮或損之而益謂此類也(牧とは大国の君主を尊んでこれ
を叔父と呼ぶのであつて、二伯を避ける(二伯に遠慮する)意味もあ
る。またこのようにして尊意を表すのである。礼において(低めるこ
とによって(逆に)高める)ということがあるが、この類のことを謂
う)」とある。

このように、州の牧を叔父・叔舅と呼んだり、礼に云う、「損之而益
(之を損して益す)」だというのは、まず、二伯に「敬意を表して、州
の牧を伯父・伯舅とは呼ばずに」、叔(父)・叔(舅)と呼ぶ、これは
一つには(牧に選ばれた諸侯をそれぞれ大国の君主として)、特別扱い
にするとともに、また一つには呼び方を低めることによって、反つて
その尊さを益すためである、それで「損之而益(之を損して益す)」と
いつているのである(*)。

*言由避二伯故稱叔、因以別異大邦之君、亦以損其稱而更益其尊、故云損之而益也。(言は二伯を避けるに由つて、故に叔と稱す、因りて別に大邦の君を異にするを以て、亦た其の稱を損して更に其の尊を益すを以て、故に之を損して益すと云う)

注

- (1) 『禮記』「曲礼」下に「五官之長曰伯、是職方。…天子同姓謂之伯父、異姓謂之伯舅、…」とあり、その鄭玄注。
觀禮 『儀禮』「觀禮」に「同姓大國則曰伯父、其異姓則曰伯舅。同姓小邦則曰叔父、其異姓小邦則曰叔舅」とある。
(2) 『春秋左傳』隱公五年 冬十二月の文に「臧僖伯卒。公曰、叔父有憾於寡人。寡人弗敢忘。」とある。隱公五年春、隱公は魯国内の棠に行つて、漁師が魚を取る様子を見物しようとしたところ、臧僖伯がこれを諫めて、行かぬように薦めたが、強いて出かけた。臧僖伯は病と称して付き従がわなかつた。このことがあつて臧僖伯が亡くなつたとき、隱公は「叔父 寡人に憾むこと有り、寡人敢えて忘れず」といつて、「之を葬るに一等を加へたとある。その杜預注に「諸侯稱同姓大夫、長曰伯父、少曰叔父。有恨、恨諫觀魚不聽。」とある。臧僖伯は孝公の子、惠公の弟。大夫でもあつた。なお左傳の注疏には「惠公立四十六年而薨。則子臧此時年非幼少、呼曰叔父者、是隱公之親叔父也。此注自言臣大法耳。」とある。
(4) 願與伯父圖之 『春秋左傳』莊公十四年。王室の内紛のため、国外に出ている鄭の厲公が、大夫傅瑕の手引きによって都に

侵攻した後、使者を派遣して大夫の原繁に告げた言葉の一部。「…納我而無二心者、吾皆許之。上大夫之事、吾願與伯父圖之。且寡人出、伯父無裏言(私を國に迎え入れようとすることば)、入又不念寡人。寡人憾焉。」

- (5) 『禮記』「祭統」に「六月丁亥、公(Ⅱ莊公)假(Ⅱ至)于大廟。公曰、叔舅、乃祖莊叔、左右成公、…」とある。衛の莊公蒯聵が大夫孔悝の太廟の祭礼に来て下賜した銘文。孔悝はそれを烝祭の彝鼎に刻した。
(6) 上記注(3) 『左傳』隱公五年の杜預注に「諸侯稱同姓大夫、長曰伯父、少曰叔父。」とある。服虔注も同じであつたのであろう。

- (7) 現行(阮本)『春秋公羊傳』隱公五年には「王者之後稱公、其餘大國稱侯。小國稱伯子男。」とある。この引用部分(大國稱侯の後、皆千乗の三字がある)のと一部分異なっている。「皆千乗」は注疏作者の記憶にあるものがふと入つたものであるうか。
(8) 鄭注に「每一州之中、天子選諸侯之賢者、以爲之牧也。」とある。

齊太公(校1)爲王官之伯。『左傳』云、「王使劉定公賜齊侯命曰、昔伯舅太公佐我先王(校2)」、是稱太公爲伯舅也。及齊桓公興霸功、王又以二伯之禮命之。僖九年傳曰、「王使宰孔賜齊侯胙曰、使孔賜伯舅胙」、是也。周公亦是分陝之伯、而魯頌云「王曰叔父」者、以其實成王叔父、以本親言之也。

校正

- (1) 太公 足利本・元刊本(但し、この部分後世の補修に係る)・監本・閩本・毛本・阮本・殿本・全書本、「太公」に作る。單疏本、「太公」に作る。以下「太公」同じ。同じ意。
- (2) 足利本・單疏本・元刊本(同上)・閩本・監本・毛本・阮本・殿本・全書本、「佐我先王」に作る。「左傳注疏」(阮本)に「右我先王」に作る。

齊の太公は王官の伯(注1)であった。「左傳」(襄公十四年)に「王劉定公をして齊侯に命を賜はしめて曰く、昔伯舅太公我が先王を佐く(周の靈王 劉定公(劉夏)を派遣して齊の靈侯に命を賜つて、昔伯舅の太公(太公望呂尚)は我が先王(文王・武王)を助けた」(注2)とある。ここでは太公を伯舅と呼んでいる。齊の桓公が覇業を興し周王に功績を擧げた時に、「周の襄王は」二伯としての礼で以て桓公に命を賜っている。僖公九年「左傳」に「王 宰孔をして齊侯に胙を賜はしめて曰く、孔をして伯舅に胙を賜はしむ(周の襄王は宰孔を派遣して齊の桓公に胙を賜つて、孔(宰孔)を派遣して伯舅に胙(宗廟の祭りに供えた肉)を賜ふ、といっている)。(注3)とあるのがそれである。周公且も陝を境界として東西に分けられた地域を主った二伯の一人であるが(注4)、魯頌「閟宮」に「王曰く叔父」(成王は云われた、我が叔父(周公))とあるのは、周公が実の成王の叔父であるので、その実際の肉親関係で言ったものである。

注

- (1) 王官之伯 正義各本文に異同なし。阮元「校勘記」、「注疏正字」に付記なし。周王朝の官職で伯の意味か。「官」の字は衍字ではなからうか。「齊太公世家」には、周の武王が太公望呂尚を「師尚父」と号したこと、齊の營丘に封じたこと、また成王の代に管叔・蔡叔が乱を起し、淮夷が周に叛いたとき、「五侯九伯、實得征之」と命を受けて征伐したことが記されている。これらが「王官(王朝の官職)」と言えるのかどうか。いうまでもなく、「伯」は官職ではない。
- (2) 『左傳』襄公十四年に「王使劉定公賜齊侯命曰、昔伯舅太公右我先王、股肱周室、師保萬民、世胙大師、以表東海、…」とある。杜預注に「將昏於齊故也」とあるので、周王室の者を齊の靈侯(名は環)に嫁がせるに当たつての「命」であろう。
- (3) 『左傳』僖公九年に「王使宰孔賜齊侯胙、曰天子有事于文武、使孔賜伯舅胙」とあり、その杜預注に「天子謂異姓諸侯曰伯舅」とある。
- (4) 『春秋公羊傳』隱公五年に「天子三公者何。天子之相也。天子之相、則何以三、自陝而東者周公主之、自陝而西者、召公主之、一相處乎内(天子の三公とは何ぞや。天子の相なり。天子の相、則ち何を以て三なるや。陝よりして東は周公 之を主り、陝よりして西は召公 之を主り、一相 内に處る(更にもう一人の相が朝廷内にいる)。」とある。陝とは、何休解詁には「蓋今弘農陝縣、是也。」とあり、現在の河南省陝縣。又別に「陝」は「邾」(音古洽反、コウ)、王城の「邾」とす

る説もある（『經典釋文』「春秋公羊音義」「自陝」に「失冉反。

何云弘農陝縣也。一云當作邲、古治反、王城邲鄆」とある。な

お、古治反とあるのは、古治反の誤りであろう。」「邲」とは

「成王定鼎于邲鄆」（『左傳』宣公三年）とある、「邲鄆」のこ

とで現在の河南省洛陽市の西（王維堤・唐書文『春秋公羊傳

譯注』一九九七年、上海古籍出版社刊）。

また、二伯とは周公・召公をさす。『毛詩』「周南召南譜」（「是

故二國（至于獲嘉瑞）」の注疏に「武王伐紂、乃封太公爲齊侯、

令周召爲二伯」とある。

其晉文公亦有霸功而王策命辭云、王曰叔父者、齊桓晉文、雖俱有霸

功、天子賜命、皆本其祖。太公受二伯命、故還以二伯之禮賜桓公。唐

叔本受州牧之命、故還以州牧之禮命文公、故唐叔文公、但稱叔父。『左

傳』周景王謂籍談曰、叔父唐叔、是唐叔亦受州牧之禮而稱叔父也。僖

二十四年傳、王出適鄭、「使來告難曰、敢告叔父」、謂魯爲叔父。成二

年傳、王告鞏朔曰、今叔父克遂有功于齊、謂晉爲叔父也。

昭七年、王使追命衛襄公曰、「叔父陟恪（校1）、在我先王之左右」、

是謂衛爲叔父也。是晉與魯衛王皆呼之爲叔父。昭九年、王使詹桓伯辭

於晉曰、「伯父惠公歸自秦」、又謂晉侯爲伯父。

校正

（1）陟恪 足利本・單疏本・元刊本（但しこの帖は後刻と推定さ

れる）・岡本・殿本・阮本・全書本、「陟恪」に作る。毛本、「陟

恪」に作る。『十三經注疏正字』に「恪毛本誤恪」とある。「陟

恪」に作るのが正しい。

さてあの晋の文公にも覇業の功績があるのに、周王の策命の辞に

「王曰伯父」とは云わずに「王曰叔父」と云っているのは、斉の桓公・

晋の文公は共に覇業の功績があるとはいっても、天子が命を賜うのは

皆その先祖太公（太公望呂尚）が二伯の命を受けたことに基づいてい

るので、「その後裔である」齊の桓公にはなお二伯の礼でもって命を

賜ったのである。

〔晋の文公の先祖〕唐叔は州牧の任命を受けているのに基づいて、晋

の文公に命を賜るのにはやはり州牧としての礼に依ったのであって、

唐叔文公に対してはただ「叔父」と呼んだわけである。『左傳』（昭公

十五年）、周の景王が籍談に向かつて「叔父の唐叔」と言っているのは、

これもまた唐叔が州牧の礼を受けているから、景王が叔父と呼んでい

るのである（注*）。

*ここでは、周の景王が籍談に「叔父唐叔」と言っているのが、唐叔が州牧の礼

を受けていた（州牧の礼を受けている、ということの事実は何に基づいてい

るか？その実態・意味は？）からという理由が挙げられているが、当時の通説な

のであろうか。

昭公十五年『左傳』の話は、晋の卿である荀躒が介添えの籍談とともに周の

穆后の葬儀に参列したときのものである。葬儀を終えて、服喪の期が過ぎてか

ら、景王は荀躒・籍談等と宴を催し、その宴席に魯から献上された壺樽を用い

た。景王は諸侯はみな周王室に何等かの貢献の物が有るのに、晋国だけは何も

ないのはどうしたわけかと問いただした。籍談が「晋の国は深山に住まいし、戎

狄と隣り合っていて王室とも遠く、王の威靈も及ばず、戎狄を服する暇もあり

ませんので、明器を献上する余裕がないのです」といったいいわけをすると、景王は「叔氏、而忘諸乎。叔父唐叔、成王之母弟也。其反無分乎（叔氏、而諸を忘れたるか。叔父唐叔は成王の母弟なり。其れ反つて分なからんや。）」とこれを責め立てる一節である。ここで周の景王が「叔父唐叔」と言っていることに関して、楊伯峻『春秋左傳注』には次のような指摘がある。

「周王于諸侯、同姓者、無論行輩、俱稱伯父或叔父。于晉侯稱叔父者、或以唐叔而稱叔歟？傳二十八年、成二年傳皆用『叔父』之稱。昭九年、三十二年傳則用『伯父』之稱、蓋沿同姓大國之例。」

僖公二十四年の『左傳』には、周王が「内紛を避けて」都を出て鄭に行つたとき、「魯に」難を告げしめて曰く、敢て叔父に告ぐ」（周王の使者が魯に来て「叔父にご通知申し上げる」とあるのは、魯の王家を叔父と呼んでいるのである。

成公二年『左傳』に周の定王が（晉の景公の命を受けて、戦利品〔捕虜〕を献上に来た晋の大夫）鞏朔きようさくに告げて、「今、叔父、克く遂に齊に功あり」と言っている。ここでは、晉侯を叔父と言っている。（尚、楊伯峻『春秋左傳注』では「今叔父克遂有功于齊」を「今叔父克遂、有功于齊」（今、叔父 遂ぐるを克くす、齊に功あり）と二句に分けて読んでいる。）

『左傳』昭公七年（八月）に周の景王が、亡くなった衛の襄公に追命（策命を追賜）して、「叔父 陟恪し、我が先王の左右に在りて、…（叔父よ、昇天し、我が先王の左右に在りて、…）」と叫んでいる。ここでは、衛公を叔父と呼んでいる。以上これら晋王魯王衛王に対して皆叔父と呼んでいる。

昭公九年では、周の景王が詹桓伯を遣わして（晋人が潁の地を伐つ

たことについて）晋を責めたとき、「伯父惠公歸自秦（伯父惠公秦より歸りしとき）」と叫び、晋侯を伯父と呼んでいる。

由此觀之、魯衛爲大國而稱叔父。晉國之中、伯叔俱稱、不同者。以魯雖周公之後、周公位冢宰爲東伯、而周公不之國、故事繫伯禽（校1）。『左傳』曰、「變父禽父王孫牟並事康王」、三國俱以令德作王卿、明兼州牧矣。變父唐叔之子、王孫牟康叔之子、康叔稱叔父、是爲州牧。

『尚書』「酒誥」命康叔之辭曰、「明大命於妹邦」、鄭云、「康叔爲連屬之監」、則康叔後或爲州牧。變父王孫牟、或各繼其父爲州牧也。伯禽作「費誓」、專征徐戎、爲方伯可知。三國並爲大國、王室之親、又皆二伯之後、尊而異之、所以皆稱叔父焉。晉又稱伯父者、以晉既大國、世作盟主、故變稱伯父耳。

校正

- (1) 周公之國故擊繫伯禽 元刊本・監本・閩本・毛本・阮本、「周公之國故擊繫伯禽」に作る（但し、元刊本は「周公」までの文は後世の補刻）。足利本、「周公之國故事繫伯禽」に作り、單疏本・殿本・全書本、「周公不之國故事繫伯禽」に作る。阮元「校勘記」に「案之、上當脫不字、擊衍字也。…山井鼎云、擊作事、當是剋也」とある。單疏本にある如く、また阮元「校勘記」に説く如く、「周公不之國、故事繫伯禽」に作るのが正しい。なお、沈廷芳『十三經注疏正字』には「擊疑誤衍」とある。

こうした実例から考えてみると、魯・衛は大国でありながら叔父と呼ばれ、晋国は（その君主の）中でも、伯父・叔父とどちらも使われている、魯・衛と同じではないのは（以下のような理由による）。

魯は周公の後裔ではあるが、周公は冢宰の位で東伯となったが、その国、魯には赴任しなかったため（注1）、国元の政務は嫡子伯禽によってなされている。

『左傳』（昭公十二年）に「しやうほう變父（晋の唐叔の子）・禽父（周公の子、魯の伯禽）・王孫牟（衛の康叔の子、康伯）並びに康王に事ふ」とあり（注2）、晋・魯・衛の三国は共に令徳があつたために王卿となったのであつて、州牧を兼ねていることは明かである。變父は（晋の）唐叔の子、王孫牟は（衛の）康叔の子、（周王は）衛康叔を叔父と称していることから、康叔は州牧である（注3）。『尚書』「酒誥」に（周公が成王の命を以て）康叔に命じた「誥した」言葉に「大命を妹邦に明らか_{にせよ}」とあり、鄭玄（か？）は「康叔を連屬の監と爲す」といつているので、康叔の後（＝子孫）も或いは州牧となったかもしれない。變父・王孫牟も或いはそれぞれその父の後を継いで州の牧となったかも知れない。

伯禽（周公の子、魯侯）は「費誓」を作つて、徐・戎を専征しており、方伯であつたことがわかる（注4）。晋・魯・衛の三国は皆大国であり、周王室の親族で、二伯の後裔でもあるので、尊んで特別な扱いをされたもので、どちらも周王から叔父と呼ばれる所以である。晋は伯父とも称されるのは、晋は大国であるとともに、代々春秋諸国の盟主となつているので（「叔父」を）変えて、伯父と呼ばれるのである。

注

(1) 「その国に赴任しなかった」原文「周公不之國」、「史記」「魯周公世家」に「（武王）封周公旦於少昊之虛曲阜、是爲魯公。周公不就封、留佐武王。」とある。

(2) 『左傳』昭公十二年 王見之、去冠被舍鞭、與之語曰、「昔我先王熊繹、與呂級・王孫牟・變父・禽父並事康王、四國皆有分、我獨無有。吾使人於周求鼎以爲分、王其與乎」とある。

(3) 『禮記』「曲礼」に「九州之長、入天子之國曰牧。天子同姓、謂之叔父、異姓謂之叔舅」とある（この段落の注疏前方に引かれている）。

(4) 「書序」に「魯侯伯禽宅曲阜、徐夷並興、東郊不開、作費誓」とある。費とは魯の東郊の地名。蔡沈の集傳に「淮夷徐戎並起爲寇、魯侯征之、於費誓衆、故以費誓名篇」。

『尚書』「文侯之命」、王曰、父義和（校1）、平王得文侯夾輔周之勲、尤親之而直稱父也。天子稱朝廷公卿則無文、蓋有爵者、自依諸侯之例、無爵者、亦應以此長幼稱伯父叔父。大夫以下位卑、其稱父舅與否無文以明之。此傳以下下經父舅、兼有解天子所呼父舅之文、以諸侯於大夫猶天子於諸侯、同有父舅之名、故連釋之焉。既此篇燕朋友而呼父舅、是父舅爲天子朋友事自明矣。因天子有交友之義已釋、諸侯亦有父舅、故亦因解國君友其賢臣、并及大夫友其宗族之仁者（校2）。云仁賢者、明尊卑之交、非賢不友故也。定本無宗字。

校正

(1) 父義和 單疏本・殿本・全書本、「父義和」に作り、足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「父義和」に作る。阮元「校勘記」に「案浦鏜云義誤義、是也」とある。

『尚書注疏』(阮本)「文侯之命」に、「父義和」に作る。その阮元「校勘記」には「義古本作誼、注同。今本按陸氏曰、義本亦作誼、與古本合。作誼者蓋古文也。作義者今文也。」という。「父義和」を是としておくのが妥当であろう。

(2) 并及大夫 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・毛本・殿本・阮本・全書本、「并及大夫」に作る。沈廷芳『十三經注疏正字』に「土字脱」とする。つまり「并及大夫士」という(なお、沈廷芳の『正字』は実は沈廷芳の幕僚であった浦鏜の撰という)。

『尚書』「文侯之命」に「平」王が晋の文侯を「父義和」と言っているのは(注1)、文侯には天子の左右にあつて王室を補佐してくれた勲功があつたので、平王は尤も文侯に親しみを感じ、直に父と呼んだのである。天子が朝廷の公卿たちを呼ぶ呼び方について明文はない、爵位の有る者に対しては自ずから諸侯の例に倣い、爵位のない者に対してもこの長幼の序によって伯父叔父と呼んだのであろう。大夫以下はその位が低く父舅と呼ぶかどうかそれを定めた明文はない。この毛伝では後の經文「以速諸舅」の父舅にまで言及し、併せて天子が父舅と呼ぶ場合の文についても解釈している。諸侯が大夫に対しての呼び方も天子が諸侯に対すのとほぼ同じで、どちらの場合も父舅と呼ぶ

ことがあるので、それで「天子謂同姓諸侯、諸侯謂同姓大夫、皆曰父。異姓則稱舅」と天子が諸侯を父舅と呼ぶ場合と諸侯が大夫を父舅と呼ぶ場合のことを「続けて解釈しているのである。

この篇では朋友を燕しているのに父舅と呼びかけているので、この父舅とは天子の朋友であることが自ずから明らかである。「このようにこの毛伝で」天子に交友の義があると解かれ、諸侯にもまた父舅(を友とする義)があるので、「國君友其賢臣」と「諸國の君主もその賢臣を友とすること、更に「大夫友其宗族之仁者」と「大夫はまたその宗族の仁者を友とすると言い及んでいるのである。

仁なる者「宗族の仁者」・賢なる者「賢臣」と云っているのは、尊卑の交わりであることを明らかにしているのであつて、「尊者が」身分の低い者を友とする場合は賢者でなければこれを友としないためである。定本には「宗族」の「宗」の字がない。

注

(1) 父とは父輩の意。晋の文侯、名は仇、字は義和。「文侯之命」の序に「平王錫晋文侯秬鬯圭瓚、作文侯之命」とあり、その孔氏安國の傳に「幽王爲犬戎所殺、平王立而東遷洛邑、晋文侯迎送、安定之。故錫命焉。」という。「文侯之命」には「王若曰、父義和、丕顯文武、克慎明德、昭升于上、敷聞在下、…」とあり、孔安國傳に「順其功而命之、文侯同姓、故稱曰父。義和字也」とある。但し、「文侯之命」作られたいきさつについて、司馬遷「史記」「晋世家」では、周の襄王が晋の文公重耳に与えたものとしている。

なぜこのようにも延々と論じて諸父・諸舅の違い、周王によって伯父と呼ばれるか叔父と呼ばれるか等にこだわるのか。「伐木」の詩が作られた当時における諸父・諸舅の正しい意味を求めようとはしていないのであろう。詩そのものの解釈というよりは、經典間の用語の統一の解釈、經典間の異同を統一しようとすることに注疏作者達にとつての意味があるのであらう。上記のような様々な用例は、索引など無かつた時代、すべて著者達によって記憶されているものに違いない。それぞれの例を思い浮かべながら、討論している作者達の高揚した雰囲気伝わってくるようである。初唐の儒學者達の情熱が感じ取れよう。

なお、ここでの問題というのは、「左傳」において「同姓大國則曰伯父、同姓小邦則叔父」ということが、「左傳」その他の書籍に見える実例と必ずしも一致していないこと、天子が同姓の諸侯を呼ぶ場合、伯父と呼んだり、叔父と呼んだりしており、異姓の諸侯は伯舅と呼んだりしていること、さらには同姓の諸侯でも、魯・衛に対してはみな叔父と呼び、晉に対しては、唐叔より文公・景公までは皆叔父と呼んでいるが、平公・定公は反つて伯父と呼んでいる。(以上、楊伯峻『春秋左傳注』僖公九年「天子有事于文武、使孔賜伯舅胙」注による。同書三二六頁参照)。「左傳」でこのように呼称の混乱をも説明解釈しようとしているものと思われる。正義ではこの問題に対して、「州牧の位」といった概念を入れて説明しようとしているのが特徴のようである。

○箋有酒至飲酒

○正義曰、此有酒有牲、召族人飲之、蓋是燕禮、非饗也。何者聘禮注(校1)云「饗謂亨(校2)太牢以飲賓」也。今此唯肥牲(校3)而已。是非饗禮明矣。今燕禮者是諸侯燕其群臣及賓客之禮。『禮記』云「其牲狗、不用羊豕」、此云有肥牲者、天子之禮、異於諸侯也。宣十六年『左傳』曰、「王饗有體薦、燕有折俎、公當饗、卿當燕、王室之禮」、是天子燕饗之禮、異於諸侯、牲亦不同也。

- (1) 注 足利本・單疏本・元刊本・毛本・阮本・殿本・全書本、「注」に作り、閩本・監本、「註」に作る。
- (2) 亨 足利本・單疏本・元刊本・阮本・『要義』(徽州本)「亨」に作り、閩本・刊本・毛本・殿本・全書本、「烹」に作る。
- (3) 唯肥牲 足利本・元刊本・閩本・刊本・毛本・殿本・全書本・阮本、「唯肥牲」に作り、單疏本・『要義』(徽州本)、「唯有肥牲」に作る。後に「此云有肥牲者」とあることから、後者がやや優れる。

○鄭箋の「有酒」から「飲酒」に至るまで

○正義…この「酒有り牲有り、族人を召いて之に飲ましむ」というのは、燕礼であつて、饗礼ではない。何故ならば、聘礼の註に「饗とは太牢を亨めて以て賓に飲ましむ」(注1)とあるからである。今ここでは唯だ肥牲があるだけである。饗礼でないことは明らかである。今ここでの燕礼とは諸侯がその臣下達及び賓客を燕する礼である。『禮記』には、「其の牲は狗にして、羊豕を用いず」(注2)とあり、ここで肥牲有りと言っているからには、これは天子の礼であつて、諸侯の礼とは異なっている。宣公十六年『左傳』に「王は饗に體薦有り、燕に折俎あり、公は饗に當たり、卿は燕に當たるは、王室の禮なり」とあり(注3)、これは天子における燕礼・饗礼であつて、諸侯のそれとは異なっているし、また用いられる牲も同じではない。

注

- (1) 現行本『儀禮』「聘礼」の注には見当たらない。
 (2) 現行本『禮記』には見当たらない。
 (3) 王は饗に體薦有り云々 宣公十六年、晋侯（景公）は武士會を派遣して周王室の内紛を調停させた。そこで周の定王は武士會を饗応した。その時、出された俎の上には殺（骨付きの切り肉）が載っていた。武士會は享礼には体薦（牲を本体を半分にしたもの）が出されると思っていたが（若し公侯が来朝したとき、周王は享礼を設けてもてなす場合、体薦を以てする）出てきたのは、殺であったので、訝ってそのわけを、享礼を補佐していた周の大夫、原襄公に尋ねた。それを伝え聞いた定王が武士會に答えたのがこの言葉。「天子が饗礼を行うときは体薦を用い、燕礼には折俎（關節毎に切り分け俎上に載せた牲の肉）を用いる、公（諸侯の総名）が来朝した時には饗礼を設けて接待し、卿が来朝した時は燕礼を設けて接待する、これが周王室の礼なのだ」である。

○箋陳其至食禮（校1）

○正義曰、『儀禮』「特牲少牢聘禮、公食之等、皆以簋盛黍稷、則八簋是黍稷之器也。故云「陳其黍稷謂爲食禮」。案『周官』「掌客職、五等諸侯、簋皆十二。又公食大夫禮、上大夫六簋（校2）。此天子云八簋者、據持族人設食之禮、其掌客所云、謂殮饗餼之大禮、公食大夫、是諸侯食大夫之禮、若曰食特牲者二簋、少牢者四簋、故「玉藻」（校3）云、「少牢五俎四簋」。然則大牢者六簋。上肥釐醴酒爲燕禮、此是食禮、互陳之

也。知是食禮者、燕禮主於飲酒無飯食、則此簋盛黍稷、是食禮可知。『周禮』地官春人云、「凡饗供食米」、則饗禮有黍稷矣。但饗主於飲、不主於食、此經不言酒殺、獨陳八簋、假令與上醴酒并爲一事、亦不得爲饗禮。何者、饗烹太牢以飲賓、不得用未成羊釐也。但於肥釐之下、既言以速諸父、又別言於粢酒埽以速諸舅、明二者又爲一禮。上句爲燕、下句爲食。燕言諸父、食言諸舅、互文以相通也。推此明以兼有饗矣。但文不見饗耳。

校正

- (1) 箋陳其至食禮 殿本・全書本では標起止を立てないため、「箋陳其至食禮」の六文字が無い。更に下の「正義曰」の文字も無く、この前の注疏の文章に続いている。
 (2) 六簋 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・毛本、「六簋」に作る。殿本・全書本、「八簋」に作る。阮元「校勘記」に「案浦鏗云、八誤六。是也」とある。注（1）参照。
 (3) 玉藻 足利本・單疏本・元刊本・毛本・殿本・阮本・全書本、「玉藻」に作る。監本、「藻」の字、草冠を竹冠に作る。

○正義・『儀禮』「特牲饋食礼」「少牢礼」「聘礼」「公食大夫礼」などでは皆簋に黍稷を盛るので、この毛伝にいう「天子」八簋」とは黍稷を盛った器である。なので、この鄭箋で「陳其黍稷謂爲食禮」といつているのである。『周官』「秋官司寇」掌客の職分を調べてみると、五等の諸侯の礼儀においてはすべて十二の簋を用いている。また『儀禮』「公食大夫礼」では、上大夫の場合は六簋（注1）とある。ここで天子

に八簋といっているのは、一族の者を接待し、食を設ける礼のためで、「周官」の掌客に云う所の礼は殮・饗・餼の大礼であるため（十二の簋を用いている）のであって、また公食大夫礼は諸侯が大夫をもてなす礼なので、六簋（『儀禮』では八簋）なのであって、「これらは稍特殊な場合であり」、食礼・特牲礼などは二簋で、少牢礼では四簋、「少牢礼については」『禮記』「玉藻」に「朔月には」少牢（羊と豚）の犠牲を用い、さらに五俎（豚・魚・腊・羊・羊の腸と胃の五種の肉類を盛った礼俎）、四簋（黍・稷・稻・粱の四種の穀物を盛った祭器一簋）を加える」とある。だとすれば、太牢の時は六簋である。肥羜・醢酒を上えるのは燕礼であつて、ここ（伐木の詩）では食礼についても触れられている。これが食礼であることが分かるのは燕礼は飲食が主であつて、ご飯はない。食礼ではこの簋に黍稷を盛りつけるので、これが食礼であることがわかる。

『周禮』「地官」春人には「凡饗供食米（凡そ饗には食米を供す）」（注2）とあるので、饗礼にも黍稷を用いている。但し、饗礼では飲むことが主で食事は主なものではない。この経（「伐木」詩）では酒殺については言っておらず、ただ八簋を陳べることだけが述べられている。もし醢酒を上えることと併せて一つの事であるとするならば、これは饗礼であるはずはない。何故ならば、饗礼であれば太牢（牛・羊・豚）を煮て賓客に酒を飲ませるわけで、「未成の羊羜」（小羊の肉）を用いることは出来ないからである。但し、「肥羜」と言った後に「以速諸父」と言っているばかりでなく、さらに別に「於祭酒埽、以速諸舅」と言っているので、この二つの事柄は同じ一つの礼であることは明らかであり、上の句は燕礼、下の句は食礼。燕礼では諸父と言ひ、食礼では諸

舅と言っているが、これらはどちらにもその意味が掛かる所謂互文で、上の句、下の句は燕礼・食礼とも相通じて述べられている。これを推し及ぼせば、この両句には饗礼も兼ねて述べられていることが明らかである（注3）。ただ経文に饗礼のことが表現されていないだけである。

注

(1) 『儀禮』「公食大夫礼」には「上大夫、八豆、八簋、…（上大夫を賓客としてもてなす場合は、八豆、八簋、…を列べ云々）」とあり、「八簋」となっている。

(2) 凡饗供食米 『周禮』「地官」春人に「凡饗供食米（凡そ饗には食米（飯食に用いる米）を供す）」（阮本、供を共に作る）とある。

(3) 饗礼・食礼 饗礼・食礼について、一般的な意味でのこれらの礼については、現在では、はつきりしたところが分からないようである。楊天宇『周礼譯注』「地官」牛人、「饗食賓射、共其膳羞之牛」の注に「饗、謂饗禮、是一種用酒食款待賓客之礼、其礼久亡、今不可詳。食、食礼、也是一種款待賓客之礼、《儀禮・公食大夫礼》記諸侯食礼、可看。」という。

伐木于阪

木を阪に伐る（思えば昔我々は共に）、山の斜面で木を伐つていた

醢酒有衍

醢酒 衍たる有り（今、王たる私は）漉した美酒を用意して

毛傳…衍美貌。

箋云、此言伐木于阪、亦本之也。

毛伝・衍とは美しいさま。

鄭箋…ここで「先に」「伐木于阪」といい、「更に「醜酒 衍たる有り」とあるのも、第一章・第二章と同じように、昔日苦勞を共にした」ことに本づいている。「朋友 故旧を燕するの意」。

籩豆有踐 籩豆踐たる有り〔料理を盛った〕籩豆を整え並べている

兄弟無遠 兄弟遠ざかるなかれ 兄弟親戚みな集ってほしい

箋云、踐陳列貌。兄弟、父之黨、母之黨。

鄭箋…踐は陳列べられていさま。兄弟とは父一族と母の一族。

民之失徳 民の徳を失う 世の民がその徳を失うのは

乾餿以愆 乾餿以て愆つ ほしいいのような粗末な食べ物のことで

すらすら誇りを受けてしまう〔ことがある〕

毛傳…餿食也。

箋云、失徳謂見謗訕也。民尚以乾餿之食獲愆過於人。況天子之饌、反可以恨兄弟乎。故不當遠之。

毛伝…餿は食べ物（かれない）（注1）。

鄭箋…「徳を失う」とは謗られることを謂う。世の人は「ほしいい」のような食べ物のことでも、人から恨まれてしまう（こともある）。ましてや「天子がすすめるご馳走」、このことで、兄弟（親戚一族）に恨まれてよかろうか。もとより、兄弟（親戚一族）を疎遠にすべきではない。

注

(1) 餿 『經典釋文』「音侯。食也。」「説文」「乾食也。」段注…小

徐曰、今人謂飯乾爲餿。ほしいい、かれない。

有酒清我 酒有れば我に清し〔王は〕酒があればこれを漉して我ら

にふるまい

無酒酤我 酒無ければ我に酤す〔鄭…酤はん〕酒がなければ一夜酒

を造つてくれる

毛傳…清茜之也（注1）。酤一宿酒也。

箋云、酤買也。此族人陳王之恩也。王有酒則洗茜之、王無酒酤買之、

要欲厚於族人。

毛伝…清は漉すこと。酤は一晩かました酒（注2）。

鄭箋…酤は買うこと。この句は一族の者たちが王に対してお礼を述べたもの。王に酒があれば、これを漉して私たちに飲ませてくれる。酒がなければ買ってきて、我ら一族の者を手厚くもてなそうとしてゐる。

注

(1) 茜之 『經典釋文』、「所六反。與左傳縮酒同義。謂以茅沕之、而去其糟也。」

(2) 酤 一宿酒 『説文』「一宿酒」。徐曰、謂造之一夜而熟、若

今鶏鳴酒。（『康熙字典』）

坎坎鼓我 坎坎と我に鼓し 坎坎と太鼓を打たせて我らを楽しませ

蹲蹲舞我 蹲蹲と我に舞ふ 楽しげな舞いを舞わせて我らを楽し

ませてくれる

毛伝・蹲蹲、舞貌。

箋云、爲我擊鼓坎坎然、爲我興舞蹲蹲然、謂以樂樂己。

毛伝・蹲蹲は舞うさま。

鄭箋・私〔達〕のために太鼓を坎坎然（注1）と打たせ、私〔達〕のために蹲蹲然（注2）と舞を舞わせている。音楽で自分達を樂しませてくれていることを謂う（注3）。

注

- (1) 坎坎然 經文「坎坎」。坎坎然とはどのような状態を形容するの。『爾雅』「釋訓」に「坎坎、蹲蹲、喜也」邢昺疏に「皆鼓舞歡喜」とある。太鼓を打って喜ぶさま。陳風「宛丘」の毛伝には「坎坎、擊鼓聲」とあり、太鼓の音。擬声音。
- (2) 蹲蹲然 「釋訓」に「蹲蹲喜也」とあり、喜ぶ状態を表す。『經典釋文』に「七句反。舞貌也」舞を舞って喜びを表したさま。
- (3) 以樂樂己 『經典釋文』に「上音岳、下音洛」。なお、この「己」について足利本・元刊本・閩本・毛本・阮本・全書本・『經典釋文』、「己」に作る（監本・殿本は判別しがたい）。しかし、版本においては、「己」「巳」「已」の区別は、現在の活字本の如く明確にはなされていない。同じ書物の中でも揺れがある。ここでは「己（おのれ）」の意味であろう。

迨我暇矣 我が暇に^{およ}迫んで 私が暇のあるちょうどこの時

飲此清矣 此の酒を^{しみまぎ}飲まむ 皆共にこの漉した酒をおおいに飲もう

箋云、迨及也。此又述王意也。王曰、「及我今之間暇、共飲此清酒」、欲其無不醉之意。

鄭箋・迨は及ぶこと。これも王の気持ちのをべたもの。王は言う、「私は、ちょうど暇のできたこの時、共にこの漉した酒を飲もう」。皆充分に酔いを尽くしてほしい、というところである。

○伐木至清矣

○毛以爲伐木於阪以驚鳥、喻朋友切磋以成道也。由朋友相成如此、故今以筐醜其（校1）酒衍然而美（校2）以燕之。既有酒矣、又籩豆有踐然行列而陳之矣。兄弟親戚無有疏遠、皆使召之而與之燕也。王又自言己不可不召族人之意、下民之失德、見謗訕者、以何故乎。正由乾餼之食、不分於人、以獲愆過。乾餼之食、尚以獲愆、況天子之饌、可不召親戚、令之恨乎。故盡召而燕之。族人陳王之恩、言王有酒則清洌之以飲我。王無酒則卒造一宿之酤酒以與我、於時坎坎然擊鼓以娛我、蹲蹲然興舞以樂我、是王恩甚厚矣。王又謂族人曰「汝族人、今日正及我間暇矣。共汝飲此清酒矣。」言己卒（校3）有間暇而爲此飲、其意欲令族人無不醉（校4）、是王之恩厚也。

校正

- (1) 「醜其」、監本、この二字欠落。余白になっており、摩耗したものの。
- (2) 衍然而美 足利本・元刊本・閩本・毛本・阮本、「衍然而美」に作り、單疏本・殿本・全書本、「有衍然而美」に作る。
- (3) 卒 足利本・元刊本・閩本・監本・阮本、「卒」に作る。單疏

本・殿本・全書本・「要義」(徽州本)、「率」に作る。「卒」、急に「燕」することになり、朋友故旧を燕するのに多少ぞんざいな感じがある。「率」であれば、暇ができたときは概ね「燕」を開いてご招待しようといった感じにならう。「率」に作るのがやや勝る。

(4) 欲令族人以不醉 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「欲令族人以不醉」に作る。單疏本・殿本・全書本、「欲令族人無不醉」に作る。阮元「校勘記」に「案浦鏗云以當無字誤、是也」とある。「以」は「無」の誤り。單疏本に「以」を「無」に作るのが、版本として勝れている。

○「伐木」より「涓矣」に至るまで

○毛伝の解釈・木を山の急斜面で伐つたために、鳥が驚いているという表現で、朋友が互いに切磋して道を成就することを喻えている。朋友同士このように互いに切磋し合つて道を成就できたので、今、筐で漉した美酒で以て宴を催し、楽しむのである。酒はあり、「料理を盛つた」籩豆もずらりと列をなして陳べられている。兄弟親戚は疎んじ遠ざけることなくすべて招待して宴を共にしよう。王はまた進んで何故自分が一族の人々を招かないわけにはいかないのか、人「世の民」が徳を失い、誇られるのはどのようなわけなのかを述べる。「正に乾餠の食(ほいしい)を他人に分け与えないために(注1)、咎めを受けてしまふのだ。乾餠の食(ほいしい)のことですら、尚(この食べ物の恨み)によつて咎めを受けてしまうのに、ましてや天子の饌(注2)、親戚を招かないで彼等に恨みを懐かせてしまつて良からうか。」こうして

ことごとく親戚を招いて宴樂させる。一族の者達は王の恩を述べて言う、「王は酒があればこれを漉して我らに飲ませてくれる。王に酒がなければにわかにな夜酒を造つて我らに与えてくれる。この時に坎坎と太鼓を打たせて我らを楽しませ、蹲踞然と舞を舞わせて我らを楽しませてくれる。これは王の恩愛が甚だ厚い証拠だ。」王はまた一族の人々に言う、「一族の皆様、今日はちょうど私が時間が取れました。皆さんと共にこの漉した酒を飲みましょう。」

自分(王)は急に暇が取れたのでこの酒宴を設けたことをいう。それは一族の人々充分酔いを尽くしてほしいという願いからで、王の恩愛が手厚いということを示したものである。

注

(1) 乾餠の食 ほいしい。注疏では具体的に料理としての価値評価をしていないが、朱子『詩集傳』では、「乾餠、食之薄者也。」としている。

(2) 天子の饌 「乾餠の食」との対で天子がすすめる料理としたが、「天子之れ饌む」と読むこともできるかも知れない。

○鄭以「伐木於阪、亦本之、酤買」爲異。餘同。

○鄭玄は「伐木於阪、亦本之。酤は買う」とするところが毛伝とは異なっている。他は同じ。

○箋兄弟父至母之黨

○正義曰、以上言諸父爲父黨、則諸舅爲母黨。此言兄弟摠上父舅二文

(校1)、故知父黨母黨也。禮有同姓異姓庶姓、同姓王之同宗(校2)、是父之黨也。異姓王舅之親、庶姓與王無親者、天子於諸侯、非同姓者皆曰舅、不由有親無親、則舅文又以兼庶姓矣。其中容有舅甥之親、故通言母之黨也。父黨母黨得曰兄弟者、兄弟是相親之辭、因推而廣之、異姓亦得言之。故「釋親」云、「父之黨爲宗族、母與妻之黨爲兄弟」、是母黨爲兄弟之文也。此不言妻黨者、以舅是母黨之稱。故特言母耳。其實妻黨亦曰兄弟。「釋親」又曰、「妻之父爲婚兄弟、壻之父爲姻兄弟」、是也。兄弟必兼言母黨者、以甥舅之親與同姓等、故「頰弁」諸公刺王不能燕樂同姓、而經曰、「豈伊異人、兄弟甥舅」、是也。若然、兄弟總辭、而下箋獨言族人陳王之恩者、以兄弟雖父黨兼言母黨、而父黨爲正、故下特云、族人也。此燕朋友故舊、非燕族人、據族人爲朋友者、互說耳。舉族可以兼異姓及庶姓矣。

校正

(1) 此言兄弟父舅二文 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「此言兄弟父舅二文」に作り、單疏本・殿本・全書本、「此言兄弟摠上父舅二文」に作る。阮元「校勘記」に「浦鐘云、兄弟下當脫摠上二字、是也。」とあり、また單疏本にも「此言兄弟摠上父舅二文」とある如く、兄弟の下に「摠上」とあるのが正しい。

(2) 同姓摠上王之同宗 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「同姓摠上王之同宗」に作り、單疏本・殿本・全書本、「同姓王之同宗」に作る。阮元「校勘記」に「浦鐘云、摠上二字當衍文、是也」とあり、單疏本にも「同姓王之同宗」に作つ

ており、「摠上」のないのが正しい。

○鄭箋の「兄弟父」より「母の黨」に至るまで

○正義・上で諸父を父方の親族としているからには、諸舅は母方の親族である。ここで兄弟と言っているのは、上の父舅の二語と関連してこれを統べくくつているので、「鄭箋で「兄弟、父之黨母之黨」とある兄弟が」父の親族、母の親族であることが分かる。礼には同姓・異姓・庶姓の三類があるが、同姓とはすべて王の同宗(同じ血族)、これが父方の親族である。異姓とは王の舅の親族(母方の一族・妻の一族)、庶姓は王と親族関係にない者。天子は諸侯に対して同姓でない者は皆これを舅と呼び、親族関係のあるなしに由らない。則ちこの場合、「舅」には庶姓も兼ね含まれる。その中には舅甥の親族(母の兄弟、おじ・姉妹の子、おい)も含まれるであろう。なので、通して「母の党〔母方の親族〕」と言うのである。

父の党・母の党そのどちらも「兄弟」と言うことが出来るのは、兄弟とは相親しむという意味の言葉なので、これを推し及ぼして異姓にまで拡げて兄弟ということもできるのである。『爾雅』「釋親」に「父の党を宗族といい、母と妻の党を兄弟」とあり、これが母方の親族を兄弟という(確実な)資料である。

ここで妻の党〔親族〕を言わないのは、「舅」とは母方の親族のことなので、特に「母」といっているだけである。実際は妻の親族についても「兄弟」と呼ぶ。また「釋親」には「妻の父を婚兄弟といい、壻の父を姻兄弟」とある(注1)。これが「妻の党も兄弟と呼ぶ」(摠り所となる文)である。「兄弟」といえば必ず母の親族を含めて言う

のは、甥舅の親族と同姓の親族とを同等にみなすからであって、小雅「頰弁」の詩は、〔幽〕王が同姓の親族を宴樂することができないことを、諸侯が刺った詩であるが、その經文本文に「豈伊異人、兄弟甥舅（豈伊れ異人ならんや、兄弟なり甥舅なり）」とあり、これが「甥舅の親族は同姓の親族と等しい」という証拠である（注2）。

もしこのように「兄弟」という言葉が父方の親族・母方の親族まで含められるとすると、その後の「有酒涓我、無酒酤我」の鄭箋で特に「族人、王の恩を陳べる」と言っている（のはおかしいのであるが）、「兄弟」という言葉は父の親族に母の親族を含ませ両者兼ねているのであるが、「兄弟」といえば、それは父の親族（であるというの）が一般的な意味なので、後の方で特に（母の親族も兼ねていることを強調して）「族人」と云っているのである。この（伐木の詩の）場合は「朋友故旧を饗燕する」のであって、族人を饗燕するのではないが、族人を朋友とみなす考えに拠ったのは、互説（どちらも含めているの意？（注3））しているだけである。「擧族（族を擧げて）」には、異姓及び庶姓をも兼ね含めることができる。

注

(1) 妻之父爲婚兄弟、壻之父爲姻兄弟 注疏各本異文なし。『爾雅』

「釋親」（現行、阮本『十三經注疏』）には「壻之父爲姻、婦之父爲婚」、「婦之黨爲婚兄弟、壻之黨爲姻兄弟」とある。

(2) 以甥舅之親與同姓等 「甥舅の親は同姓と等しきを以て」と讀

んだ。「頰弁」の本文「豈伊異人、兄弟甥舅」の「兄弟甥舅」の句、「兄弟」「甥舅」の並列と見ているのであろうか。

(3) 互説「互説」の語、十三經注疏では他に使用されていない。「拇指數據庫」索引

○箋反可以恨兄弟乎

○鄭箋の「反可以恨兄弟乎」について

○正義曰、定恨作限、恐非也（校1）。

校正

(1) 「定恨作限、恐非也」 足利本・元刊本・閩本・監本・毛本・阮本、「定恨作限恐非也」に作る。單疏本・殿本・全書本、「定本恨作限恐非也」に作る。阮元「校勘記」に「案定下當有本字」という。「定」を「定本」に作るのが正しい。

○正義…定本では「恨」を「限」に作っているが、恐らくは誤りであろう。

○傳酤一宿酒

○正義曰、毛以爲言無酒明是卒爲之、故云一宿酒。蓋於時有之。箋以經傳無名一宿酒爲酤者（校1）、既有一宿之酒、不得謂之無酒。『論語』云、「酤酒市脯不食」。是古買酒爲酤酒、故易之爲酤買也（校2）。

校正

(1) 無名 足利本・單疏本・元刊本・閩本・監本・阮本・殿本・全書本、「無名」に作る。毛本、「無明」に作る。毛本の誤り。

(2) 易 足利本・單疏本・元刊本・毛本・阮本・殿本・全書本、「易」に作る。閩本・監本、「亦」に作る。

○毛伝の「酤一宿酒」について

○正義・毛伝の解釈・「酒無ければ」と経文に言っているからには、明らかにこの酒宴は急に設けられたことであるので、「一宿の酒」と解釈したのである。時には一夜酒を造ることがあるのだろう。

鄭箋では経伝〔經典や古籍〕に「一宿の酒」を酤といっているものはなく、もし「一宿の酒」でもそれが有るのならば、〔経文で〕「無酒（酒無ければ）」とすることはできないはずである。また『論語』（「郷黨」）に「酤酒市脯は食らはず」（注1）とあり、昔は酒を買うことを「酤酒」と言っていた。このように考え、毛伝の説を易えて「酤を買う」と解したのである。

注

(1) 『論語』（「郷黨」）には「沽酒市脯不食」とある。邢昺疏では「沽賣也」、朱熹注では「沽市、買也」。

○箋爲我至樂已

○正義曰、兄弟陳王之厚已、使人爲之鼓舞。言爲我者、以樂由已而故作也（校1）。『禮記』天子食三老五更於大學、晁而總于、親在舞位、知此非王自舞者、食三老五更、重禮示敬、故王親舞之。此與故舊燕樂、不當王親舞也。若言王身親舞、豈亦親擊鼓乎。以此知使人爲之。

校正

(1) 故作 單疏本、「作故」に作る。足利本・元刊本・監本・閩本・阮本・殿本・全書本、「故作」に作る。注(1)に記したことから、「作故」に作るのがよい。

○鄭箋「爲我」より「樂已」に至るまで

○正義・兄弟〔宴席に招待された人〕たちは王が自分たちを手厚く持てなしてくれ、人に命じて太鼓を鳴らし舞を舞わせることを陳べる。「爲我」というのは、奏される音楽が自分たち〔兄弟〕からの依頼に由って行われたことを示す（注1）。『禮記』「樂記」に天子「食三老五更於大學、晁而總干（天子は三老五更を大學に食ひ、晁して干を總べ）」とあり（注2）、天子自ら歌舞して（三老五更）を慰勞する。しかし、ここでは王自らが舞うのではないことが分かるのは、『禮記』にある場合のように天子が「三老五更を宴に招くのは、礼を重んじ老人を敬うことを示すためである。それで王〔天子〕自らが舞うのである。ここ（この「伐木」）は故旧を宴樂するものであり、王自らが舞うのは相応しくないからである。もし王自らが舞うというのであれば、太鼓を撃つのも王自ら撃つことになってしまうであろう。こうしたことから、王自ら歌舞したり、自ら太鼓を撃つたりせず、人にやらせることが分かるのである。

注

(1) 『經典釋文』に「爲、于僞反。下同。」とあり、この「爲」は「爲の爲に」の意。

なお、沈廷芳『十三經注疏正字』（四庫全書）に「故作、疑倒」とある。確かに、「以故…」の構文では、「故」の前に「而」が来るのは不自然であり、「而作故」とあるほうが整っている。「音楽が自分たち〔兄弟〕からの依頼に由って作されたためである。」

(2)

『禮記』『樂記』に〔天子〕「食三老五更於大學、天子袒而割牲、執醬而饋、執爵而酌、冕而摠干、所以教諸侯之弟也。」とあり、その鄭玄注に「冕而摠干、親在舞位也（冕して干を摠ぶとは、親しく舞位に在るなり）」とある。ここの注疏の文章は「樂記」本文とその鄭玄注とが、重なった形になっている。なお、「摠干」とは、同じく「樂記」の「夫樂者象成者也。摠干而山立（＝正立する）。武王之事也」の鄭玄注に「持盾也」とある。「三老五更」とは『禮記』『文王世子』の鄭玄注に「三老五更、各一人。皆年老更事〔世事を豊かに経験していて〕致仕〔退職した〕者也。天子以父兄養之、示天下之孝悌也」とある。「樂記」の鄭玄注では老人で更に三德〔正直・剛・柔〕・五事〔貌・言・視・聽・思〕を知る者という。